別記様式第8号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6、別記8の第6の1の（1）関係）

# 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の評価報告（令和6年度報告）

滋賀県

## 1　被害防止計画の作成数、特徴等

## 2　事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

## 3　被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

## 4　各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

| 事業実施主体名（協議会名） | 対象地域 | 実施年度 | 対象鳥獣 | 事業内容 | 事業量 | 管理主体 | 供用開始 | 利用率・稼働率 | 事業効果 | 被害防止計画の目標と実績 | | | | | | | | 事業実施主体の評価 | 第三者の意見 | 都道府県の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 被害金額 | | | | 被害面積 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 現状値 | 目標値 | 実績値 | 達成率 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | 達成率 | | | |
| 滋賀県（カワウ広域管理捕獲実施事業） | 近江八幡市長浜市 | R6 | カワウ | 深刻な漁業被害や植生被害を引き起こしているカワウに対し、カワウ大規模営巣地において捕獲を行う。 | 事業費9,002,950円（うち国費9,002,950円） | | | | 繁殖期に集中して成鳥を中心に3,313羽のカワウを捕獲することで個体数の増加を抑制できたと考えられる。 | | | | | | | | | ・春季生息数（2,045羽）に対し個体数増加を抑制できる捕獲数を達成することができた。<br>・計画では伊崎半島（近江八幡市）でも実施予定であったが、生息羽数が19羽と極めて少なかったことから捕獲を実施しなかった。 | | |
| 滋賀県（新しい防除技術を用いたサル対策事業） | 甲賀市 | R6 | ニホンザル | 野生獣被害が減少している中、サル被害増加の傾向が一部地域でみられているが、高齢化に伴う人手不足により、従来の追い払い体制を維持することが難しくなっている。よって、ドローンを用いた追い払い効果の実証により、被害防除の効率化・省力化に向けた取組を行う。 | 事業費300,000円（うち国庫300,000円） | | | | 昨年度とは別のサル群れを対象に実証を行った。その結果、異なる群れにおいても接近するドローンに対し逃避行動をとることが確認できた。ニホンザルは動力音でドローンの接近に気付いていると思われ、ドローンの離陸から林部に姿を消すまでの平均時間は48秒であった。 | | | | | | | | | ドローンはニホンザルの群れの追い払いの一つの手段として期待できる。特に、次のような条件があれば有効であると思われる。<br>・追い払い先が明確（山からきて同じ山に帰る）<br>・追い払い方向に他の集落やほ場がない<br>・加害レベルが低く、規模も小さい<br>・群れにGPSや電波発信機が付けられており、位置の把握ができる<br>しかし、このような場合においても誰がどのような体制で飛ばすのか、継続できるのか、など課題は多いと思われる。<br>以上より、実際の集落等での実施にあたっては、さらに調査が必要である。 | | |
| 滋賀県（集落ぐるみ獣害対策を支援する人材の育成活用事業） | 県域 | R6 | 鳥獣全般 | 集落自らが的確な被害防除対策を実践できるよう、集落の技術指導者を育成するため、被害防止技術の習得に向けた研修会等を開催する。<br>①集落リーダー育成<br>集落で獣害対策を進めるリーダー的人材育成のための研修会を開催する。<br>②獣害対策アドバイザーの育成<br>対策遅延集落等に対し被害防止対策の助言等を行う人材の育成を図る。 | 事業費7,080円（うち国庫7,080円） | | | | 滋賀県獣害対策アドバイザーおよび県・市町行政担当者を対象に被害が再び増加傾向にあるイノシシ対策をテーマに研修会を開催し、イノシシの状況と対策について学び、研修で学んだ内容を集落での被害防止対策の取組に活かしていただいた。<br>また、滋賀県獣害対策アドバイザーおよび県・市町行政担当者に加え、JA・NOSAI等の獣害担当者を対象に侵入防止柵の設置・構造およびドローンによるニホンザルの追い払いをテーマに勉強会を開催し、被害防止対策の技術指導者等の育成を図った。 | | | | | | | | | 集落において獣害対策を率先して実践する方や集落住民等に被害防止対策について技術指導を行う指導者に、被害防止に関する知識の普及ができた。<br>今後も研修会等を通じて、自ら的確な被害防除対策を実践できる集落を拡大する。 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
　2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
　3：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
　4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
　5：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に
　係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

## 5　都道府県による総合的評価

| |
|---|
| |